

R・ファン・ニール著

『強制栽培制度下のジャワ』

Robert Van Niel, *Java under the Cultivation System*. Leiden KITLV Press, 1992, 244 pp.

宮本謙介

I

本書は、ファン・ニールが1964年から90年までの30年近くの研究期間に執筆した論文10本（未発表論文1本を含む）を章別に構成したものである。著者は、序論で自己の研究を振り返り、19世紀のジャワ、とりわけ強制栽培制度の研究の進展とともに、「過去1世紀の歴史研究の中で、きわめて陰鬱で悲惨なものとして描かれてきた強制栽培制度について再考することの必要性を痛感した」と述べている。そして、かかる歴史研究は、「今日のインドネシア、あるいは未来のあるべき姿についての知見を得るための基礎的作業である」として、その研究の意義づけを与えている。本書は、強制栽培期を中心としながらも、ファン・ニールの問題関心が、それに先行する時代の東北海岸地方の農村社会の分析にまで広がっているために、分析は19世紀中葉に限定されず、したがってジャワ近世・近代の社会経済史への貴重な問題提起を含むものとなっている。

II

第1章「ジャワにおける強制栽培制度下の地租の機能」（初出1964年）では、地租と強制栽培の相関を明らかにすることが課題となっている。

ファン・ニールによれば、これまでの研究は、「地租は耕作要求で代替された」とか「強制栽培のもとで地租が徴収され続けたのは、制度の乱用であり二重課税であった」といった混乱した理解が一般的で

あったという。しかし、実態的にみて強制栽培期に地租が果たした役割は、これが強制栽培の作物供出量の基準であり続けたということである。つまり、強制栽培制度の初めから米の生産量で査定される地租額が、輸出向け作物の供出量の尺度であり、供出する作物量（評価額）が地租額を上回れば、その分は村落が植民地政庁から栽培報酬を受け、逆に供出量が地租額に満たなければ、不足分を現金または現物で支払うという関係が広く見られたのである。したがって、強制栽培期における地租査定総額の上昇は、強制栽培そのものの拡張を促進したことにもなる。

第2章「1830年、ジャワ・パルアンにおける政庁直営甘蔗栽培の導入」（1969年）では、強制栽培制度がどのように作動したかはジャワ史に内因的な問題であるとして、制度の多様なパターンの一事例を東部ジャワのパルアン地方にもとめている。

パルアン地方での甘蔗生産では、制度導入以前から農民自身による甘蔗生産と中国人への販売（小規模工場での製糖）が行なわれており、甘蔗は新規の作物ではなかったが、強制栽培の生産調整によって農民が得る収入（栽培報酬）は、以前に比べて著しく減少したことなどが具体的に明らかにされている。そのうえで、制度導入時の当該農村の特徴について、土地制度と現地人首長層の動向を取り上げ、論争的テーマに触れている。

まず土地制度に関しては、共同保有形態の連続性が強調される。つまり、当該農村では、強制栽培が導入される以前、農民は現地人支配者の恣意や命令に左右されて流動性が強く、個人的保有のパターンは確立していなかった。農民は、上級権力からの重賦役負担への対応として、しばしば土地の再分配（割替）を行なった。強制栽培への農民の対応も、かつての上級権力への対応と同様に柔軟なもので、土地の共同保有は内的な再分配のメカニズムが作動したものと見るべきであると言う。したがって、強制栽培が村落を破壊したとか、耕地の共同的保有化によって社会的均質化に結果したと想定することは正しくないと言う。

耕地の共同的保有化や農民均質化論については、

すでに多くの論者によって批判され、強制栽培期における農民の階層化が実証されていることも周知のところである^(注1)。問題は、土地共有の連続性をどうみるかであろう。ファン・ニールは、一方でパサルアン農村では地租制度の導入を契機として、村落の地縁的な結合が形成されつつあった点にも注目している。植民地行政機構の末端に位置する村長の地位が強化され、村落単位で賦課される地租の徴税目的から土地保有の画一化が進展し、住民の流動性が否定され、定住化が進展したというのである。

第3章「1830-1840年、ジャワにおける甘蔗生産の調整」(1968年)では、東北海岸地方について、強制栽培導入時における甘蔗栽培の3つの調整方法の地域別パターンが示されている。第1は、チレボン=ブカロンガン=スマラン地方である。ここでは農業生産力が低位であるために、強制労働の重圧にもかかわらず、甘蔗栽培の採算が取れなかった。現地人首長も植民地政庁に住民労働を支配されて不満が強かった。政庁は、1830年代後半になると強制栽培を再調整し、耕作強制以外の運搬作業などは砂糖工場に責任を持たせる体制へと移行した。第2は、ジャバラ地方である。ここでは当初農民自身が甘蔗を生産し糖液にまで加工して、中国人経営の工場に供出していたが、やがて他地方と同様の強制栽培の生産形態へと移行した。しかし、土地生産性の低さから甘蔗栽培は概ね失敗した。第3は、スラバヤ=パサルアン=ブスキ地方である。ここが最も成功した地域であり、政庁の予想をはるかに越えて生産量を増大させ、農民にとってもおおきな利益をもたらした。当地での特徴は、作付け、水利などの労働が村長などの現地人首長ではなく、ヨーロッパ人官吏によって組織され監督されたことである。

第4章「1837-1851年、ジャワの強制栽培制度下における変化の測定」(1972年)では、1837年から51年までの *Kultuur Verslag* (「栽培報告」) の統計的分析によって、強制栽培制度の社会的・経済的インパクトの検出が試みられている。同資料による地方差の検証では、地租と栽培報酬の相関、全農家に対する強制栽培の負担農家比率、強制栽培の作付地比率、作物(コーヒー、インディゴ、甘蔗)の地域性

などが詳しく述べられている。

資料分析を踏まえたファン・ニールの結論は、制度を運用するための地方レベルの調整が、ヨーロッパ人官吏、ジャワ人官吏、ヨーロッパ人企業家、中国人企業家の間で行なわれ、一旦彼らに都合のよい調整(その結果としての栽培歩合による蓄財、生産量の過小報告、私企業の設立など)が出来上がると、それは中央政庁の統制の効かないものになってしまったこと、それゆえ1830年代後半には早くも地方毎の多様性が貫徹したということである。そして、多様なレベルでの貨幣収入の増大が、社会的・経済的変化を引き起こした点が強調される。それは、ジャワ社会の温存・維持を図る植民地政策者の意図を離れて、全体として社会の物質的レベルを引き上げるとともに、新たな社会的・経済的関係(ヨーロッパ人・中国人の工場経営や輸出業務への参入など)も発展させたと言う。

第5章「強制栽培制度初期におけるジャワの統治政策と民政」(1975年)では、植民地政庁中央の政策が地方レベルでどのように運用されていたのかが検討課題となっている。ここでは、オランダ人の植民地行政が、トップの総督から末端の監督官まで、各レベルで統治の基礎となる法律や規則の独自の解釈を生み、地方ごとの行政の多様性が見られたことが指摘されている。それゆえ、統治行政の実際を知るには、中央で出される統治法や諸法令(*staatsbladen*)の検討では不十分であると言う。地方のオランダ人行政官にとっての関心事は昇進と報酬であり、円滑に仕事を運ぶためには、その地方の現地人エリートとの協力は欠かせなかった。したがって、政庁の政策もその地方の実状に合わせて可能な範囲で適用されることになる。中央のトップレベルで保守派、リベラル派のどちらが主導権を取ろうと、現場での制度はゆっくり動くことになる。

本章の後半では、ファン・デン・ボスとその後継総督であるJ・C・バウトがジャワを離れた後、つまり1837年以降になると、理事州レベルの決定権がより強まり、すでにリベラル派の経済政策が徐々に実行に移されていたことが述べられる。現場のオランダ人行政官たちは、自身あるいは家族の個人的

企業経営に熱心となり、1830年代後半からヨーロッパ人への土地譲渡とコーヒー、茶、タバコなどの個人農園の経営が始まった。オランダ本国や植民地政府でリベラル改革が論争的となりはじめた1840年代後半には、ジャワの各地ではすでにリベラルの政策が実施されていたことになる。これが可能だったのは、強制栽培制度が一貫した原則に基づいていなかったためでもある。また、通説的に言う1850年代～1860年代の政策変化も、実際には遙かにゆっくりしたものであったとされる。むしろ、オランダ人官僚の行政上の精神とスタイルの連続性が強調されている。

第6章「1830-1855年、ジャワの強制栽培制度における労働力構成」(1982年)では、強制栽培制度によるジャワ農村社会へのインパクトについて、その程度と性格の分析が十分なされてこなかったとして、とくに労働力調達の問題からこの問題を検討している。ここで労働問題を取り上げるのは、強制栽培制度が在来食糧農業とは異なるタイプの様々な労働を要したことから、制度の成否が労働力調達の如何にかかっていたためであると言う。

ファン・デン・ボスは、当初村長との契約による労働調達を構想していたが、それだけではうまくいかず、現地人エリートの権力ヒエラルキーを利用することになった。つまり、在来の諸賦役(国家や首長の収取する賦役)や村落での労働奉仕のチャンネルを利用して労働力の調達を行なった。在来の慣行に従えば、土地保有者が強制栽培の賦役義務も負担することになるが、当時のジャワ農村には、家屋や宅地だけしか保有せず、土地保有農家に依存する階層も存在しており、土地を保有する上層農家は、かかる土地なし農民に一定の報酬で栽培賦役を肩代わりさせていた。このことは、賦役負担者数が農家数を大きく上回る地方のあることなどからも明らかである(テレボン、パニユマス、ケドゥでは賦役負担者数が農家数の125%、スラバヤ、パサルアンでは130%など)。このような事情から、栽培報酬を村落単位ではなく、労働を負担した個人に直接支払う方法が普及していった(とくにコーヒー栽培地帯)。

第7章「19世紀ジャワにおける輸出栽培の効果」

(1981年)では、ラッフルズが構想した初期の自由主義経済政策の時期、およびその後の強制栽培制度の時期を通じて、輸出向けの商品作物生産、とりわけ私的セクターのそれがどのように発展したかが検討されている。ファン・ニールの所説の要点は以下のようなものである。

ラッフルズが地租制度の導入を柱として構想した自由主義経済政策は、オランダ支配が回復して後の1820年代まで継承されたが、現地人支配者の特権を廃止し、農民が農産物市場で自由に取引して私的な輸出セクターを拡大するという企図はほとんど失敗した。地租制度の下では、ヨーロッパ人、中国人、現地人支配層が地租を支払い、かわりに村落に農産物の一部や賦役労働を供出させて、輸出商品生産に動員するといった関係も広く見られた。

強制栽培期になると、植民地政府は現地支配層の権力ヒエラルキーをむしろ積極的に利用して土地と労働の調整を進めたが、村落経済や強制労働の体系の外部では、一定の市場経済も発展した。農産物輸送業・食品加工業・造船業や家具製造業などの出現、工場や倉庫での賃労働などであり、大規模な企業活動や資本蓄積は専らヨーロッパ人や中国人によって担われた。一方、富裕化した現地人支配層は、土地と労働の支配にその資産をつぎ込んだ。つまり、ヨーロッパ人、中国人、現地人という民族的なラインに沿った分節的経済(segmented economy)が形成された。こうして、すでに作物によっては1840年代から私的セクターの輸出占有率が高まり(米とタバコが100%、胡椒90%、砂糖25%、コーヒー10%など)、現地ヨーロッパ人の社会では行政と結びついた有力ファミリーのネットワークが形成された。強制栽培の主作物である甘蔗も、私的セクターの輸出占有率が1850年に35%、1860年には50%にまで伸びている。これは、請負製糖工場でのスチーム・エンジンの導入など、技術革新による生産力の上昇で政府引き渡し分の相対的減少に伴うものであった。

第8章「ジャワにおける土地の諸権利」(1988年)では、ジャワの土地制度の変遷を18世紀末まで遡って検討している。要点は以下のようなものである。

まず、1790年～1816年の東北海岸領(Pasisir)を分

析対象とし、当時のジャワの権力と土地の関係を理解する鍵がチャチャ制度であったことが強調される。周知のように、チャチャとは、たんなる土地単位ではなく、世帯による生産の単位であり、各世帯が生計を維持し支配者が課す生産物と労働の供出に十分な経営規模と観念されていたから、その面積は可変的であった。言い換えると、支配層にとっては、世帯と労働が土地よりも重要な支配単位であったから、支配の規模はチャチャ数で表示されていた。プパティは下級首長に一定のチャチャを下賜し、それぞれが支配するチャチャから生産物と労働を取収し、またそのチャチャ所有者は一定額の税をプパティに上納していた。プパティはさらにオランダ東インド会社との契約に基づいて、一定量の農産物や貨幣を義務供出として支払った。このようなチャチャ所有をめぐる重層的な取収関係が、19世紀初頭までの東北海岸領では特徴的であった。

ラッフルズの導入した地租制度は、試行錯誤の末、結局村落単位に賦課されることになり、このことが村長の行政的役割を強化し、村落が植民地行政との末端の結節点となった。強制栽培制度でも、村落が直接的な強制栽培の生産単位となり、そこで直接的に労働が組織されて、1830年代になるとチャチャという用語は使用されなくなったという。

第9章「19世紀ジャワ、農村の変化についてのバリエーション」(未発表)では、C・ギアツの「農業のインボリューション」をめぐる論争への著者の視点が示される。ファン・ニールは、エルソンやフェルナンドのような階層分化論からするギアツ批判ではなく、むしろギアツがジャワ社会に「インボリューション」という一種のダイナミズムを発見したことを評価しているようである。ジャワ村落を単に閉鎖的で自律的と見るのではなく、柔軟な構造をもつ社会として捉える視点である。さらに、ギアツ説に対しては、1830年以前の農村社会、とくに階級構造、土地保有のパターン、上級権力との関係などを分析することが必要であるとも言う。それは、1830年を境にジャワ社会が変化したとすれば、それは何からの変化なのか、現地社会にギアツの言うような近代化の欠如の証拠はあるのか、社会的経済的同質

性が生まれたとすれば、それ以前はどのように異質であったのか、などの諸点の分析であり、要するにギアツ説の内在的な批判的検討ということであろう。

これらの問題に対するファン・ニールの立場は、ジャワ村落社会が外部の力に対して常に固有の調整能力をもって対応してきたとする点にあり、変化を認めるにしても、その推進力をジャワ社会自身に求めようとする。そして、結論的には、ジャワ村落が、数世紀にわたる長期の変化の中で、外部市場との接触、商品生産、貨幣経済化、上級権力からの諸要求、耕作強制などに対して、常に固有の調整を行ってきたと述べている。ただし、この部分の実証的研究は今後の課題となっている。

第10章「強制栽培制度の遺産とその後の経済発展」(1990年)は、本書のいわば結章にあたる章であり、著者の問題関心、とくに近年のそれが集約的に示されている。強制栽培制度の歴史的な位置づけを与えることを課題として、具体的には、資本形成、低賃金、村落経済という3つの論点に即して検討している。

まず資本形成についての要点は次のようである。義務供出期においてヨーロッパ資本は、その高いリスクゆえにジャワ農業への投資を控えたが、強制栽培期に入って政庁が契約工場へ資金を貸付け、原料と労働力の供給も政庁が保証するようになると、企業家の参入も活発化した。貸付金返済としての農産物の引き渡しも、その規定量を越える分は自由に処分でき、工場主には資本蓄積も可能となった。彼らは、植民地官僚や輸出入業者を輩出するような現地ヨーロッパ人の有力家族の一員であり、こうした一族が資本形成の担い手であった。つまり、当該期の資本形成はジャワ自体で進んだのであり、ジャワが世界市場に安価な商品を生産できると最初に自覚したのも現地の資本家であった。著者によれば、強制栽培制度が私企業の活動に反対し、資本形成を制限したとか、1850年代以降に私的資本は外部から持ち込まれたという通説は誤っており、本質的な資本形成はジャワ内部で進展し、これが次のプランテーション期を準備したことになる。

次の低賃金に関しては、強制栽培期の労働力は圧

倒的に無償賦役に依存しており、有償労働も現地人首長層の権力によって調達されたこと、1880年代に人口圧の増加と耕地不足、砂糖不況などで、一部の農民は村落外に収入源を求めざるを得なくなるが、この場合にも労働力調達はやはり強制力に依存していたこと、などを指摘している。

最後の村落経済については、現地人の上級首長層の権力は、19世紀初めから徐々に剥奪されていたこと、地租制度の導入以降、チャチャ制度下の中核農民を中心に、村落のヒエラルキー構造が強化されたこと、中核農民の中から輩出される村落支配者層の富と権力が強化され、この農民層の階層化とともに社会単位・生産単位としての村落結合が進展したこと、これらの変化を強制栽培制度が継続させたこと、などが指摘されている。

III

以上、各章の要点を整理したが、次に評者のコメントをまとめて示しておきたい。

第1章の地租と栽培報酬の関係についての捉え方は、評者の実証研究^(注2)の結果からみても多くの地方について妥当するものであろう。しかし、1850年代以降のスラバヤ地方のように、栽培報酬が地租額を差し引かず支給されていたところもあり、地租の実施方法はかなり多様であったものと思われる。むしろ問題は、「強制栽培によって地租を免除する」という原則と実際の運用の食い違いが何故生じたのかという点であり、おそらく地方レベルでの地租と強制栽培の双方の実施方法とその関連を明らかにしていくことが課題となろう。また、そのことは、農村社会が地租導入によってどのように変容していったのかを知るうえでも重要であろう。

第2章の土地共有の性格に関して言えば、強制栽培以前から存在したとされる土地共有制と村落結合の進展の後に現れるそれとを、著者のように同じものと見ることは妥当であろうか。村落結合の強化は、共同的保有化をむしろ容易にするとも考えられるから、そこにはおのずと質的に異なる土地共有が組織されたと見るべきではなかろうか。第2章と共通の

問題関心で、現場行政の不変性を強調しているのが第5章である。具体的な論証は十分ではないが、地方レベルでの政策調整やリベラル改革の端緒形態の指摘など、通説の修正をせまる問題提起は興味深いと言えよう。また第6章の賦役労働の分析でも、既存の賦役収取関係に適合した労働力調達という点に、社会制度の連続面を見ているようである。同章の土地なし農民の階層としての存在については、評者はこれをマタラム時代の身分階層制に由来するものと捉えているが^(注3)、その賦役負担に果たした役割に関してファン・ニール説はほぼ首肯できる。

第3章の砂糖生産の地帯構造把握は、強制栽培制度の再検討にとって欠かせぬ基礎作業であり、ファン・ニールの所説で興味深いのは、ヨーロッパ人による直接的な住民管理を進めた第3の地域で生産を伸ばしたという点である。現地人首長を通じた間接的支配のほうが効率的という常識的理解とは異なるものであるが、生産増の原因をより総合的に検討する必要があるように思われる。

第7章でファン・ニールが目目しているのは、現地ヨーロッパ人社会の中からリベラリズム拡大の動きが出てきたことであつた。自由主義経済政策の登場が、これまでは主に本国資本主義との関連で説明されており、これは新たな論点となろう。ただ、前述の「分節的経済」という捉え方は、古典的なブーケの二重経済論やファーニバルの複合社会論に通じるものであり、問題は村落外部の市場経済の発展と村落経済の構造的な結合のあり方を問うことであろう。第7章と共通の関心から、植民地支配に対するジャワ社会の側の主体的な対応を中心に据えて、分析視角を提起しているのが第9章である。これ自体は当然重視すべき視角であることは言うまでもないが、問題は、植民地支配との相関において、ファン・ニールの言うジャワ固有の調整の内実をどこまで一貫した論理で捉えることができるかであろう。

第8章は、19世紀初頭までの東北海岸領のチャチャ制度に関する実証的研究であり、これは18世紀以前のジャワの社会制度を知る上からも重要な貢献である。ただし、強制栽培期に入ってチャチャ制度が衰退する要因については、住民の定住化や土地保有

に基づく農業経営の前進など、多面的な分析が必要であり、ファン・ニールの所説は必ずしも説得的とは思われない。

第10章の3つの論点のうち、低賃金と村落経済については、すでにブレマンらの有力な研究成果で示されている論点であり、斬新な問題提起ではない。ファン・ニールの強調点は、19世紀の変化のパターンが1830年以前にすでに現れており、1870年以降も継続していること、つまりこの点でも強制栽培による変化よりも連続面を重視するところにあると言えよう。

以上が章別のコメントであるが、30年近くの長期にわたる研究であるため、その間に問題意識や論点の推移があるので、必ずしも一貫した叙述とは言えない箇所もある。たとえば、農村社会の変化に対する植民地支配のインパクトの捉え方などは、初期の論文と後半のそれでは明らかに論調が異なっている。

しかし、研究の到達点ということ言えば、ファン・ニールの研究の特徴は、植民地支配に対するジャワ農村社会の主体的な調整方法の一貫した論理を検出しようとするところにあり、各時期の社会変動もジャワに固有の内在的な対応の方法によって説明可能であるとして、それゆえ長い歴史的視野にたつて変化の中の連続面を捉えようとするところにある。支配される側の現地社会の主体的な対応を中心に据えた分析視角であり、これが今後の研究によって、より一貫した歴史像へと体系化されることを期待したい。

(注1) 宮本謙介『インドネシア経済史研究——植民地社会の成立と構造——』ミネルヴァ書房 1993年。とくに第1章参照。

(注2) 同上書。

(注3) 同上書 第5章参照。

(北海道大学経済学部教授)